

令和8年 冬の県民交通安全運動実施要綱

運動期間 12月1日(火)～12月10日(木)

運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け交通事故防止の徹底を図る。

運動重点

- ① 高齢者をはじめとする歩行者の安全確保
- ② 自転車等車両の安全利用と交通ルール遵守の徹底

スローガン

年間スローガン 運転は 心とアクセル おだやかに
サブスローガン 早めのライト 自分の未来も 照らしてる

運動重点と それぞれの立場で実施する事項

運動重点① 高齢者をはじめとする歩行者の安全確保

【歩行者には】

- 夕暮れ時や夜間の外出時における反射材用品の装着や明るく目立つ色の服の着用を促す取組の推進
- 信号を守り、横断歩道のある場所における横断を促す等、安全な横断方法の実践を促す取組の推進

【高齢者には】

- 靴や杖など日常的に外出時使用する物への反射材貼付の推進
- 加齢による身体機能低下の自覚を促し、安全な交通行動を促す取組の推進
- 道路を横断する際は、正しい横断方法の実践の他、特に左から進行してくる車両へ注意を払った横断を促す取組の推進

【自動車等の運転者には】

- 夕暮れ時における早めのライト点灯と、対向車等がない場合における走行用前照灯（上向きライト）の活用を促す取組の推進
- 横断歩道における歩行者優先義務を遵守させる取組の推進
- 生活道路の法定速度引き下げについて継続した周知を実施し、規制速度を遵守させ、こどもや高齢者をはじめとする歩行者保護を促す取組の推進

【家庭・地域・職場には】

- 車道を歩いている高齢者など危険性が認められる歩行者、道路上に寝ていたり、うずくまっている人等、交通事故遭遇の危険性を感じるものを発見した場合における「命を救う思いやり110番通報」の実践を促す取組の推進

群馬県交通対策協議会

群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会（事務局 群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室）

運動重点② 自転車等車両の安全利用と交通ルール遵守の徹底

【自転車・特定小型原動機付自転車の運転者には】

- 夕暮れ時の早めのライト点灯に加えて、昼間でもライトを点灯又は点滅させる「デイライト」を促進する取組の推進
- 自転車の交通ルール（携帯電話等使用の禁止、信号に従うこと、一時停止で停止すること、原則車道の左側通行等）の理解と遵守をさせる取組の推進
- 見とおしの悪い交差点において、交差道路からの飛び出しを予測した確実な安全確認の実施を促進する取組の推進
- 自転車や特定小型原動機付自転車は車両であり、少量でも酒気を帯びた場合における運転禁止を徹底する取組の推進
- 歩行者優先意識の醸成に向けた取組の推進

【自動車の運転者には】

- 一時停止交差点における確実な一時停止の履行と、見とおしの悪い交差点における「かもしれない」運転、右左折時の後方巻き込み確認等、慎重な確認の徹底を促進する取組の推進
- 心と時間にゆとりを持った運転による譲り合い等、思いやりを持った運転を促進する取組の推進
- 酒酔い運転に関する法改正の周知と飲酒運転撲滅に向けた取組の推進
- 改正となった危険運転致死傷罪の類型について周知に向けた取組の推進

【家庭・地域・職場には】

- 自転車事故の危険性や正しい通行方法などについて話し合い、自転車乗車時のヘルメット着用や交通ルールを遵守することの理解を深める取組の推進
- 飲食店等における自転車を含んだ運転者への酒類提供禁止の徹底等、地域や職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

生活道路[※]における自動車の法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60km/h → 30km/h

▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

- 1 道路幅員又は道路幅員による制限は、車道幅員が図られている一般道路
- 2 道路の構造上又は標識により自動車の通行が往復の方向に分離されている一般道路
- 3 高速自動車国道のうち、本線車道幅員がこれに準ずる本線車道及び従属車道以外のもの
- 4 自動車専用道路

※道路幅員又は道路幅員による制限は、その道路の構造上又は標識により自動車の通行が往復の方向に分離されている一般道路、高速自動車国道のうち、本線車道幅員がこれに準ずる本線車道及び従属車道以外のもの、自動車専用道路に限定される。例えば、道路幅員がこれに準ずる本線車道及び従属車道以外のもの、自動車専用道路に限定される。例えば、道路幅員がこれに準ずる本線車道及び従属車道以外のもの、自動車専用道路に限定される。

警察庁・都道府県警察

危険運転致死傷罪

飲酒類型



現行 アルコールの影響で正常な運転が困難

数値基準の新設

数値基準：血中アルコール 1.0mg/ml以上
呼気中アルコール0.5mg/l以上

※ 満たす高濃度のアルコールを身体に保有する状態を数値基準をみたさなくても、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態と認められる場合は対象となる。



高速度類型



現行 規定なし

※「進行を制することが困難な高速度で自動車を走行」とは別の類型として追加

類型の新設

- ・最高速度が60km/h以下の場合
最高速度を50km/h以上超過
- ・最高速度が60km/h超の場合
最高速度を60km/h以上超過



※ 当該高速度に準ずる速度であって、道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度で自動車を運転する行為も対象となる。

殊更滑走等類型



現行 規定なし

類型の新設

殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為



道路交通法

酒酔い運転



現行 アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態

数値基準の新設

数値基準：血中アルコール 1.0mg/ml以上
呼気中アルコール0.5mg/l以上

※ 満たす高濃度のアルコールを身体に保有する状態を数値基準をみたさなくても、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態と認められる場合は対象となる。

